

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

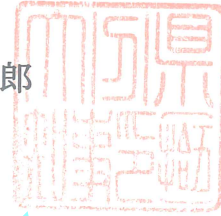
優良

住所 大分県大分市大字下郡3260番地の10  
氏名 株式会社環境整備産業  
代表取締役 尾形 嘉博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎

許可の年月日 令和7年3月25日  
許可の有効年月日 令和14年3月24日



1. 事業の範囲  
事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含む 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん

（以上17種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 積替保管場所所在地

大分県中津市大字永添字安久2646番11

(2) 積替保管を行う産業廃棄物の種類

汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、がれき類

(3) 積替保管面積

91.85㎡

(4) 保管上限

149.4㎡

(5) 保管の高さ

2.1m

(6) 保管の条件

なし

（以上9種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 含まない：水銀含有ばいじん等）

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

以下裏面へ続く

裏面

平成3年3月25日  
令和7年3月25日

産業廃棄物収集運搬業許可  
産業廃棄物収集運搬業更新許可(優良基準適合認定)

5. 積替え許可の有無

☒ 有 ・ 無

市名 大分市 許可番号 08810006104

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ☒ 無

COPY